

対スーダン共和国 国別開発協力方針

平成30年5月

1. 当該国・地域への開発協力のねらい

スーダン共和国は、アラブとサブサハラ・アフリカの境界を成し、かつ、南スーダン、リビア、中央アフリカなど情勢が不安定な国を隣国に抱えている。スーダン情勢が不安定化すれば、周辺地域や、我が国の通商、交易上重要なシーレーンの一部である紅海やソマリア沖にも波及することが懸念されることから、スーダンの安定的な発展は、当該地域の安定に資する重要な課題である。

スーダンはこれまで、国内にダルフル地方等の紛争を抱え、国際社会との関係も順調とは言えなかったが、近年、ダルフル地方等の治安状況は改善傾向にあり、2017年には米国の経済制裁が解除されるなど、国際社会との関係も改善が見られる。

このような中、紛争経験地域において国内避難民の社会再統合を通じて平和の定着を促進するニーズ、全国各地で基礎的生活インフラや行政サービスへのアクセスを改善するニーズ（スーダンの人間開発指標は世界的にみても極めて低い¹⁾等、開発ニーズは引き続き大きい。また、外貨不足に直面しているスーダンは貿易投資の促進を渴望しており、2011年の南スーダン独立で失われた石油収入に代わって輸出や外貨収入を牽引する産業の育成（産業多角化）、インフラ整備、人材育成が課題であり、特に潜在性が高い農業分野の開発ニーズが大きい。

スーダンがこれらの課題を解決し、持続可能な発展を遂げることは、地域の安定に寄与するとともに、我が国とスーダンとの間の友好関係の進展にも資する。

2. 我が国の ODA の基本方針（大目標）：平和の定着及び経済発展支援

紛争経験地域における復興及び平和の定着を推進すると共に、生活基礎インフラの整備・行政サービスの強化を通じて住民の生活を向上させる。また、農業分野の開発を中心に産業多角化、インフラ整備、人材育成を推進し、経済・社会の発展に貢献する。

3. 重点分野（中目標）

（1）平和の定着支援

紛争経験地域を中心に、行政サービスの向上と地域のガバナンスの強化

¹ Human Development Report 2016, 188 か国中 165 位 (UNDP website, <http://hdr.undp.org/en/composite/trends>)

を行う。これにより、地域社会の安定が実現することを通じて、新たな紛争の発生を防止し、スーダンの平和の定着の促進に貢献する。

(2) 基礎生活分野支援

スーダンでは、依然として基礎生活分野における各種インフラ及びサービスが極めて不十分な状況にある。その中でも、我が国支援の実績がある保健・衛生及び水・環境分野における支援を引き続き実施し、また教育・職業訓練分野での人材開発を通じ、職業訓練を通じて若者に雇用機会を与え、人々がその能力を最大限に発揮できるような社会の実現に貢献する。

(3) 産業多角化・農業支援

スーダンは、南スーダン独立に伴い失われた石油収入に代わる産業の育成及び貿易投資の促進を重視しており、米国の経済制裁解除を機に、その動きを加速させようとしている。スーダンは農業開発に関する高い潜在性を有しており、また、農業は労働人口の多くが従事しGDPの約30%を占める基幹産業である。石油産業に代わる産業多角化、今後の経済発展のために重要となってくる貿易投資促進のための支援を、農業分野を中心に実施する。

4. 留意事項

(1) スーダン政府は、生産力の向上、農作物及び鉱物資源の輸出促進、外国投資の誘引、包摂的で適切な開発及び社会福祉の実施等を目的に5か年経済改革計画(2015-2019)を策定。2017年7月に本計画の前半が終了したことを踏まえ、後半の計画の策定が議論されているが、その詳細は未だ公表されておらず、議論の進展を注視する。

(2) これまでのスーダンの国内開発に対し、米国の経済制裁による米ドル送金規制が大きな影響を与えていたが、2017年に制裁解除が実現し、さらに「テロ支援国家」の指定解除に向けた米スーダン協議も進んでいるところ、その動向を注視する。

(3) 南北スーダン関係は、南スーダン難民の流入も含め、スーダンの平和の定着及び経済発展に直接影響する問題であることから、両国関係について引き続き注視していく必要がある。

(4) ダルフール地方の情勢は近年改善しており、これに伴い、これまで長年課されてきた措置等の解除・縮小が2017年に実現している(国連PKO(UNAMID)の規模縮小、米国の経済制裁解除)。また、テロ対策や移民対策の観点から、スーダンの地政学的な重要性が改めて注目され、スーダンと欧米諸国の関係強化が進んでいる。スーダンを巡る国際社会のこのような対応の変化は今後も注視していく必要がある。

(5) スーダンは多額の対外債務を有しているが、南スーダンとの債務分割のあり方や国際社会による債務救済の見通しは不透明なままである。しかし

ながら、スーダンを巡る国際社会の対応に変化が見られつつある中、債務問題の取扱いについてもその動向を注視する。

- (6) ダルフール地方、南コルドファン州、青ナイル州等、国内の一部地域では、引き続き治安に不安があるため、案件形成・展開にあたっては国際協力事業関係者の安全確保に配慮し、実施地域や援助手法を適切に選定する。一方、援助を必要とする紛争被災民は、これら地域にも多く存在することから、必要な支援の提供にあたっては、治安等に十分配慮するとともに、国際援助機関を含めた多様な援助手法の活用を検討する。
- (7) 2009年3月に国際刑事裁判所（ICC）がバシール大統領（その後、国防大臣（当時）等が追加）に逮捕状を発出していることも踏まえ、開発協力は、スーダン国民が裨益するような支援に重きを置いて継続するものとする。
- (8) 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の枠組みによる我が国環境省を中心とした取組についても留意する。

別紙：事業展開計画

（了）